

# 重度障害者自立支援

## マイナンバー カード作成困難



週2回の訪問看護は欠かせません=長野県

「誰一人取り残さない」といしながら、政府は重度障害者をマイナンバーカード作成から排除するのか? 重度障害のある人の家族が怒りの声を上げています。岸田国公政権が、意図表示の難しい障害者がマイナンバーカードを作成する場合、成年後見人を立てる必要があるとしたからです。

(井上聰記)



「血中酸素(飽和度)が80%以下で心配したけど、(38)一皮膚とい母親の城田真美さん(33)は「脳性まひを経験したら必ず正常に(1)に向こにあります。」長野県内のある福祉施設で生まれた真美さんは、假死状態で生められた真美ができない意図表示が難師が、脣間に置かれたベッドさん。父親の城田龍二さん(51)と話します。

### 医療欠かせず

真美さんは脳性まひになると呼吸ができなくなりため、救急病院のそばに住んでいます。来週はおなかに次をあけてつぶった「胃ろう」からあります。幼少期に腰椎・脊柱炎を起こし、右肺しかありません。週に2回の訪問看護と用1回の訪問診療のほか、入浴サービスなど医療と福祉が欠かせません。

3月下旬、健保課認定を終了を盛り込んだ改定マイナンバー法が成立してしまえば「マイナンバーカードを

成年後見人は、知的障害や認知症などで判断能力が不十分な人が不利益を被らないよう、代わりに契約手続きや財産管理などの支援を行います。成年後見人を立てるには、家庭裁判所に申し立てをします。家族が後見人になるといわざりますが、必ず法律士や司法書士などが相談が選択されます。

1回の訪問診療のほか、入浴サービスなど医療と福祉が欠かせません。

月々の費用負担が発生します。専門家の場合は、障害者の生活と権利を守る全国連絡機関事務局によれば、「後見人立てるのが条件である」とあります。

本紙が総務省に確認すると、「(家族なり)代理の人などがマイナンバーカードを受け取れるかどうかは自治体窓口の判断であります。」

このことは「法の下での平等を憲法でうたっているにもかかわらず、一定の者が排除される障害者の権利を守らなければなりません。不平等感がある」と怒りをあらわにします。

重度障害者を守るために問題がある。いったん後見人をつけたら後見人を離すのが難しいといふ問題もあり、つけていない人が圧倒的に多いのですが、「一番弱い人が離き去りにいたる」と指摘。「制度の根幹で」「一番弱い人が離き去りに離された」とも意見の難しさが述べました。少なからず健康保険証の廃止は撤回すべきだ」と強調します。